

令和6年度宮崎県社会福祉協議会機関紙「Comfort」作成等に関する業務委託 企画コンペ実施要領

1 事業の目的

宮崎県社会福祉協議会（以下「本会」という。）の実施事業及び県内各地で行われている社会福祉諸活動を広く普及、啓発し、社会福祉関係者の意識の醸成と取組の推進を図るため、機関紙「Comfort」を作成し、配布する。

2 委託業務の内容

別添「業務委託仕様書」による。

3 委託料

1,024,000円（消費税を含む）を上限。※履行までに要する全ての費用を含む。

4 委託期間

契約締結日から令和7年5月号発行等業務完了まで

5 企画コンペの参加資格

次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 宮崎県競争入札参加資格者名簿に登録された営業種目が「印刷類」に分類され、種目が「平版活版」で登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 宮崎県の「物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱」（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- (5) 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）でないと認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していないと認められる者であること。
- (6) 宮崎市内に本店又は支店（営業所を含む。）を有する者であること。

6 業者選定方法

書類審査による企画コンペ方式とし、業務委託に最も適格な業者1社を選考する。

7 企画コンペの方法

(1) 事前説明会

事前説明会は実施しない。

(2) 提出資料

各社の提案は1社2案までとする。

ア 企画書 6部 (様式は任意とする。)

(ア) 全体のコンセプト

(イ) 表紙デザイン

タイトル・ロゴ・コンテンツ等全てについて、年4回発行分を作成し、提出する (イラスト、写真などを含む)。

(ウ) 記事の作成

Comfort vol. 87のP. 2～3を原稿として、デザイン・レイアウトなどを作成し、提出する。

なお、掲載文については変更する必要はない。

(エ) 原稿の提供から印刷完成、関係機関等への発送までのスケジュール

(オ) 「読みやすく」「読みたいくなる」ための工夫に関する企画・提案

(カ) 機関紙やデータの活用、より質の高い機関紙作成に関する企画・提案

(キ) その他、貴社のアピールなど

イ 見積書 1部

(ア) 本業務委託に要する費用の総額 (消費税額も含む) を記載する。

(イ) 宛名は「宮崎県社会福祉協議会」とする。

(ウ) 業務名は「県社協機関紙 Comfort 作成等業務」とする。

ウ 会社概要 (既存のもの) 2部

エ 業務実績 (既存のもの及び過去5年以内でこの委託業務と同種、同規模の製作実績) 2部

オ 個人情報保護に関する貴社の方針、規程等 2部

(3) 提出期限

令和6年3月1日 (金) 午後5時まで (必着)

※必ず、事前に電話で提出日時を連絡すること。

(4) 審査方法

プレゼンテーションは設けず、書類審査で行う。

8 その他

(1) 提出された資料は返還しない。

(2) 選考に当たっては、企画書、見積書以外の資料の提示を求める場合がある。

(3) 企画提案に要する一切の費用は、各社負担とする。

(4) 採用する企画書は、協議の上、変更することがある。

(5) 著作権法等に抵触しないこと。

(6) 選考結果については、企画コンペ参加者に書面にて連絡する。

(7) 選定結果の異議申し立ては認めない。

(8) 決定した業者と業務打合せを行い、委託業務を締結する。

なお、契約手続きに必要な費用は業者負担とする。

9 問合せ先及び企画書等提出先

社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会 総務企画部企画課 担当：秋本

〒880-8515 宮崎市原町2番22号 宮崎県福祉総合センター本館3階

電話：0985-22-3145 FAX：0985-27-9003 E-mail：r-akimoto@mkensha.or.jp